

**令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめのアート広場～  
開催事業委託業務仕様書**

**1 件名**

令和5年度障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめのアート広場～開催事業

**2 委託期間**

契約締結日から令和6年1月31日まで

**3 日時**

令和5年12月2日（土） 10時00分～15時00分

※令和5年12月3日（日）を予備日とする。

**4 会場**

城山公園（堀之内地区）やすらぎ広場の一角  
（松山市堀之内）

※詳細は、別紙1「会場図」のとおり。

※令和5年12月1日（金）から3日（日）の3日間を仮押さえ済。

※令和5年12月2日（土）、3日（日）ともに雨天の場合は、松山市民会館のリハーサル室等を会場とする。

**5 業務目的**

障がい者の芸術文化活動の体験及び発表の機会を確保することにより、障がい者や障害福祉サービス事業所等の芸術文化活動への意欲を喚起し、その活動の活性化を図ることにより、障がい者の芸術文化の更なる振興を図る。また、障がいの有無に関わらず、広く地域住民の参加を促すことにより、芸術文化活動を通じた共生社会の実現を目指す。

**6 業務内容**

（1）共通事項

- ① 障がいの有無に関わらず、地域住民が気軽に参加しやすいイベントとなるよう工夫すること。
- ② 令和5年11月30日（木）から12月10日（日）まで愛媛県美術館にて開催する「障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの障がい者アート展～」及び令和5年12月24日（日）にIYO夢みらい館（伊予市文化交流センター）にて開催する「障がい者芸術文化祭～愛顔ひろがる えひめの舞台芸術～成果発表会」と可能な限り関連性を持たせ、一体感を感じさせるイベントとすること。両者の詳細は、別紙2「令和5年度障がい者芸術文化祭概要」のとおり。

- ③ 詳細は、企画提案公募時に提出した企画提案書に基づき、愛媛県と協議して決定すること。

## (2) 運営に関する基本的事項

- ① 準備から開催までのスケジュール調整及び参加者等への連絡調整、当日の会場運営、進行管理、安全管理（イベント保険への加入）等を行うこと。
- ② イベントの企画・運営に係る経費の支払い及び関係機関への届け出を行うこと。
- ③ 実施運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ④ 会場レイアウト図及びステージ等配置計画を作成すること。（トイレ、駐車場、アクセシビリティ、休憩所等のチェックを含む。）
- ⑤ 会場の設営及び撤去を行うこと。なお、設営は令和5年12月1日（金）の16時00分までに行うこととし、撤去は開催当日のうちにを行うこと。
- ⑥ 会場内の清掃及びごみ処理等を行うこと。
- ⑦ 看板、サインの設置を行うこと。
- ⑧ デザイナーの監修による統一感のある会場装飾をすること。
- ⑨ 講師等に対する協力依頼、連絡調整、協力に対する経費の支払いを行うこと。
- ⑩ 可能な限り手話通訳又は要約筆記を配置すること。
- ⑪ 参加者等に対する合理的配慮を行うこと。
- ⑫ 必要かつ適切な人員配置を行うこと。なお、イベントの内容に応じ、司会進行役、アシスタント等を配置すること。

## (3) ステージパフォーマンスの実施

- ① 仮説ステージ等を設置し、歌唱、楽器演奏、ダンス等、ジャンルを問わず舞台芸術活動の発表を行うこと。仮説ステージ等には、必要に応じて車いす用スロープを設置すること。
- ② テント等を設置し、出演者の屋外における控えスペースとすること。
- ③ 松山市民会館のリハーサル室、練習室1、練習室2等出演者の屋内における控え室とすること。
- ④ 出演者を募集し、愛媛県と協議のうえ選考後、事前説明会を実施すること。なお、募集要領は別紙3「ステージパフォーマンス・マルシェ参加者募集要領（案）」のとおりとする。
- ⑤ 令和5年12月2日（土）、3日（日）の両日とも雨天の場合は、愛媛県と協議のうえ、2日（土）又は3日（日）に松山市民会館のリハーサル室等で実施すること。

## (4) オープンアトリエの実施

- ① 絵画、工作、歌唱、身体表現等、芸術文化活動の体験コーナーを設けること。
- ② 講師は、芸術文化活動の指導経験を有するとともに、障がいに配慮した実施内容を提案できる者とする。

- ③ 障がいの有無に関わらず、広く地域住民が参加できるよう工夫すること。なお、県内障害福祉サービス事業所等に対しては、あらかじめ広く周知すること。
- ④ 各コーナーの参加者数を集計すること。
- ⑤ 令和5年12月2日（土）、3日（日）の両日とも雨天の場合は、愛媛県と協議のうえ、2日（土）又は3日（日）に松山市民会館のリハーサル室等で実施すること。

#### （5）マルシェの実施

- ① テント等によりブースを設け、障がい者就労支援施設等で作られた加工食品、農産物、手作り雑貨や障がい者アートを活用した商品等の販売を行うこと。
- ② 出店者を募集し、愛媛県と協議のうえ選考後、事前説明会を実施すること。なお、募集要領は別紙3「ステージパフォーマンス・マルシェ参加者募集要領（案）」のとおりとする。
- ③ テントは鉄杭で固定する等、強風対策に万全を期すこと。
- ④ 令和5年12月2日（土）、3日（日）の両日とも雨天の場合は、愛媛県と協議のうえ、中止とすること。

#### （6）周知・広報

- ① 参加者募集及び開催にあたっては、広く周知するとともに、効果的な広報を行うこと。
- ② 周知チラシを作成、6,000枚程度印刷し、障害福祉サービス事業所設置法人等へ送付すること。また、チラシのPDFファイル及びJPEGファイルを愛媛県に納めること。

#### （7）その他留意事項

- ① 委託料には、会場使用料、講師等への謝礼・交通費等のほか必要とする資材、機材及びそれらの運搬費等を含む。
- ② 城山公園（堀之内地区）の会場使用料は別紙4「会場使用料算出表」を用いて計算すること。
- ③ 管理広場は令和5年12月2日（土）のみ使用可能であるため、雨天により令和5年12月3日（日）の開催となった場合は、出展者等へは近隣の駐車場を案内すること。
- ④ 松山市民会館のリハーサル室等については、令和5年9月1日（金）8時30分に松山市民会館事務所を往訪し予約すること。会場使用料は松山市民会館のホームページ等を参考に算出すること。
- ⑤ 関係者と判断できるよう、スタッフ、講師用名札を用意すること。
- ⑥ 実績報告書用の写真撮影を行うこと。

- ⑦ 撮影写真は JPEG データで愛媛県に速やかに納品すること。なお、納品されたデータは愛媛県及び愛媛県障がい者アートサポートセンターが作成する本事業についてのホームページや印刷物等へ使用できるものとする。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた感染防止対策を講じたうえで実施すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、中止又は縮小も含めて、愛媛県と協議すること。